

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

令和2年3月11日

教育政策課

1 臨時休校の実施状況

(1) 県立学校

3月2日(月)～3月15日(日) (今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討)

(2) 市町村立学校

すべての市町村(45市町村)で臨時休校を実施。

3月2日(月)～3月15日(日) 38市町村

3月2日(月)～3月24日(火) 2市町村(熊本市、山鹿市)

3月3日(火)～3月15日(日) 3市町村(宇土市、宇城市、美里町)

3月3日(火)～3月16日(月) 1市町村(長洲町)

3月6日(金)～3月15日(日) 1市町村(玉東町)

2 学校・家庭への対応

(1) 子供の居場所の確保について

①休校時の多様な受け入れ先の確保について、2月28日付けで健康福祉部長と教育長の連名で市町村長、市町村教育長へ要請。

- ・集団感染防止のため、基本的に子供は自宅で過ごす。
- ・特に小学校低学年の子供など家庭での対応が困難な場合は、放課後児童クラブや放課後子供教室等での受け入れを検討し対応。
- ・保護者から相談があった場合は、市町村の首長部局と教育委員会が連携して個別の事情に応じて対応。

②受け入れ先の決まらない子供については、学校で受け入れるよう、市町村教育委員会を通じて学校での受け入れ態勢の確保を徹底。

- ・学校での受け入れ数：累計2,548人(3月10日時点) **別紙1**
- ・放課後児童クラブでの受け入れ数：累計35,614人(3月9日時点)

- ③県立特別支援学校の子供について、家庭での対応が困難な場合は、特別支援学校で受け入れる旨を各特別支援学校から保護者へ個別に連絡。

(2) 臨時休校中の生徒指導、学習・生活面のサポートについて

<家庭向け>

①「一斉臨時休校に関する教育総合相談窓口」の設置

- ・児童生徒や保護者の不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加えて、県教育委員会において教育総合相談窓口を設置した。
- ・相談件数：累計349件（3月9日時点）別紙1

②休校期間中の生徒指導の徹底

- ・交通事故や不審者の声掛け、出会い系アプリの利用などについて、保護者向けの注意事項を発出、対応を徹底。

③一斉臨時休校に対する保護者の声に関するQ&Aの作成及び周知

- ・臨時休校中の保護者の不安を軽減するため県PTA連合会等からの意見聴取を通じ、保護者の不安や困りごと等を把握。休校中の子供の居場所の確保や家での過ごし方などに関するQ&Aを作成し、県PTA連合会を通して、各郡市PTA連合会事務局及び各学校の単位PTAに周知した。各市町村教育委員会にも通知するとともに、県、県教育委員会、県PTA連合会の各ホームページにも掲載した。

④臨時休校中に活用できる家庭学習 web コンテンツの紹介

- ・臨時休校中の家庭学習に役立つドリル集や英語の音声集、各種コンテンツ等について、県立教育センターホームページ内に特設ページを設け紹介した。URL <https://www.higo.ed.jp/center/gakushu-link>

<学校向け>

①県内の学校の具体的取組事例の収集及び周知

- ・臨時休校中の学習指導や生活指導等の充実に生かしていただくよう、県内の学校から具体的な取組例を収集、とりまとめ、各市町村教育委員会及び各学校に周知した。

○項目：①学習指導、②生活指導、③健康面の指導、④行事関係の工夫
(卒業式等)、⑤児童生徒や家庭への連絡方法と状況把握、
⑥受け入れ先がない児童生徒への対応
○事例数：約50例

②差別やいじめの未然防止

- ・教職員一人一人が正しい認識を持って指導すること、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既存の教育相談体制を活用すること等、各市町村教育委員会及び各学校に適切な対応を依頼した。

3 県立施設の対応

(1) 県立文教・社会教育施設の休館

- ・県立図書館、くまもと文学・歴史館、県立美術館本館、県立装飾古墳館、歴史公園鞠智城・温故創生館、天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家
*期間：2月28日～3月15日
- ・県立美術館分館
*展示会がすべて中止となったため。
*期間：3月2日～3月16日

(2) 県立体育施設の新規予約受付停止、一部施設の利用停止

- ・新規予約受付停止：県民総合運動公園、県営八代運動公園、藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県総合射撃場
- ・一部施設利用停止：県民総合運動公園内、県立総合体育館内の屋内プール及びトレーニング室
*期間：3月1日～3月15日

(3) 県立学校体育施設の開放停止

- ・県立学校体育施設（70校）
*期間：3月2日～3月15日



一斉臨時休校に伴う各学校における児童生徒の 受入れ状況及び相談件数について

令和2年3月10日

教育政策課

私学振興課

一斉臨時休校に伴い、本日（3月10日10:00時点）、各学校において受け入れた児童生徒数は419人でした。

また、昨日（3月9日17:00時点）の教育総合相談窓口（教育庁及び各教育事務所、私学振興課）及び各学校において受け付けた相談件数は47件でした。

(内訳)

区分		受け入れた児童生徒数		教育総合相談窓口及び各学校において受け付けた相談件数	
		3/10 (火)	3/2~3/10 累計	3/9 (月)	3/2~3/9 累計
教育総合相談窓口 (教育庁、各教育事務所及び私学振興課)				1件	29件
市町村立学校 * 熊本市を除く	小学校	405人	2,305人	41件	232件
	中学校	11人	224人	4件	60件
	義務教育学校	3人	6人	0件	0件
	特別支援学校	0人	1人	1件	2件
県立学校	中学校	0人	0人	0件	0件
	高等学校	0人	0人	0件	0件
	特別支援学校	0人	12人	0件	26件
私立学校	中学校	0人	0人	0件	0件
	高等学校	0人	0人	0件	0件
	専修学校高等課程	0人	0人	0件	0件
合計		419人	2,548人	47件	349件

【問い合わせ先】

義務教育課	村田、徳川 (内線 6785、6663)
高校教育課	前田、坂本 (内線 6783、6653)
特別支援教育課	宮本、田崎 (内線 6668、6648)
私学振興課	帆足、木村 (隆) (内線 3209、3210)



新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の主な取組み

(1) 体制

- 2月14日 ・教育庁新型コロナウイルス感染症対策部設置
*部長：教育長、部員：各課長等

(2) 学校・家庭への対応

- 2月28日 ・国の要請を受け、「県立学校の臨時休業（休校）に係る当面の方針について」を決定
*当分の間、3月2日から3月15日まで臨時休業とし、今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討。
*市町村教育委員会に対して、同様の措置を講じるよう、要請。
*臨時休業中の部活動については、活動休止（練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む）。
- ・市町村長、市町村教育長あて、特に小学校低学年の児童等において、家庭での対応が難しい場合は、多様な受入れ先の確保を要請
*放課後児童クラブや放課後子供教室
*特別支援学校・学級の児童生徒は、障害福祉サービス等の福祉施設
*テレワーク（在宅勤務）や子連れ出勤ができる環境づくりに向けた企業への依頼
- 3月 1日 ・県立学校卒業式
*卒業生、保護者、教職員のみで行い、在校生、来賓等は参加せず。
- 3月 2日 ・教育総合相談窓口の設置
*各学校、各市町村教育委員会に加えて、各教育事務所、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課に設置。
*午前8時30分～午後5時（土日含む）
*相談件数：累計349件（3月9日時点）
- ・市町村教育長あて、教育総合相談窓口、多様な受入れ先の対応を経てもなお受入れ先の決まらない児童生徒については、学校で受け入れるよう依頼
*学校での受入れ数：累計2,548人（3月10日時点）
*放課後児童クラブでの受入れ数：累計35,614人（3月9日時点）

- ・市町村教育長あて、教育課程関係の参考情報を通知
 - * 臨時休校終了後の補習、次年度担当や進学先学校への確実な引継等。
 - * 県立教育センターHP特設ページ「臨時休校中の家庭学習支援」にドリル集、英語の音声集を掲載。

- 3月 3日
- ・保護者の不安や困りごと等に関するQ&Aを作成、周知
 - * 県PTA連合会等から意見聴取し、保護者の不安や困りごと等を把握。Q&Aを作成し、県PTA連合会を通して周知。

- 3月 4日
- ・市町村教育長あて、県内の学校における取組例を収集、紹介
 - * 学習指導、生活指導、健康面の指導、行事関係の工夫、児童生徒や家庭への連絡方法と状況把握、受入れ先がない児童生徒への対応等。

- 3月 9日
- ・蒲島知事、小学校及び放課後児童クラブを視察
 - * 休校期間中の児童の様子や学校の取組みの現状を聞き取り、今後必要とされる支援等について意見交換。

3月10日～11日

- ・県立高等学校後期（一般）選抜
 - * 3月17日の合格発表は掲示板による発表は行わず、インターネットで発表。
 - * 新型コロナウイルス感染者等に対して特別措置を実施。対象者に対して、3月25日学力検査（国、数、英）、3月26日合格発表。
- ・県立特別支援学校入学者選抜
 - * 3月17日の合格発表は掲示板による発表は行わず、インターネットで発表。
 - * 新型コロナウイルス感染者等に対して特別措置を実施。対象者に対して、学力検査は行わず、提出された調査書等を資料として判定。

(3) 県立施設の対応

- 2月27日
- ・県立文教・社会教育施設の休館を決定
 - * 県立図書館、くまもと文学・歴史館、県立美術館本館、県立装飾古墳館、歴史公園鞠智城・温故創生館、天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家
 - * 期間：2月28日～3月15日

2月28日 ・ 県立美術館分館の休館を決定

*展示会がすべて中止となったため。

*期間：3月2日～3月16日

・ 県立体育施設の新規予約受付停止、一部施設の利用停止を決定

*新規予約受付停止：県民総合運動公園、県営八代運動公園、藤崎
台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県総合射撃場

*一部施設利用停止：県民総合運動公園内、県立総合体育館内の屋
内プール及びトレーニング室

*期間：3月1日～3月15日

・ 県立学校体育施設の開放停止を決定（全70校）

*期間：3月2日から3月15日

